

演習問題 2

次の事例では、誤った認識により認定事務を行っている部分があります。誤っている部分と正しい事務処理について、理由を含めて記入してください。

事例①	任用期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの6・6講師について、令和6年3月31日に任用期間終了後、令和6年4月1日から同じ所属で再度6・6講師として任用された。この場合空白期間がないため、雇用が継続されているとみなし、共済組合の被保険者資格が継続されることから、給与に関しても同様に取り扱い、住居や通勤方法、扶養親族の状況に変更がない旨本人に確認し、新たな届出は不要とした。
解答	

事例②	職員から「母親を扶養に入れたい」旨の申し出があった。母親の収入を確認したところ、年額で老齢基礎・厚生年金を1,000,000円、遺族年金を700,000万円受給していた。遺族年金は非課税なので所得から除外すると、所得限度額である130万円以内となるため、扶養親族として認定した。
解答	

事例③	<p>別居の実父を扶養している職員の事後確認を行った。実父は2月から介護老人福祉施設に入所しており、施設への支払額は1,500,000円であった。父の所得は年金のみで年額1,100,000円、仕送り状況は職員から毎月70,000円で通帳から送金していることが確認できた。父の所得が基準額未満であり、職員の仕送り額も3分の1以上であったため認定を継続した。</p> <p>父の年金 1,100,000円 + 職員の送金 840,000円 = 1,940,000円 父の全収入の1/3 646,000円 < 職員の送金額</p>
解答	